

問い合わせ先
警備救難部救難課
海浜事故対策官 上之段
TEL 03-3591-6361 (内線 5902)
03-3581-2828 (夜間直通)

平成18年4月20日
海上保安庁

ゴールデンウィーク期間におけるマリレジャー安全推進活動の実施について

海上保安庁では、本格的にマリレジャー活動が活発となるゴールデンウィークにおいて、マリレジャー事故に伴う死者・行方不明者の減少を図るため、「ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進旬間」を設定し、安全推進活動を実施します。

その内容は次のとおりです。

期 間

平成18年4月28日(金)から同5月7日(日)までの10日間

テ ー マ

海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命を自分で守る～

5つの重点事項

1 自己救命策の普及

海事関係団体やマリナー関係者等と連携を密に保ちながら、マリレジャー愛好者に対し、海で安全に楽しく遊ぶために、「自己救命策三つの基本」(特にライフジャケットの着用)が大切であることを、広く新聞・テレビ・ラジオ等を通じての広報活動、「ライフジャケット着用推進運動実施中」の広報ポスターの掲示や海のイベント・海難防止講習会等の場を利用した周知啓発活動を実施します。

【自己救命策三つの基本】

(1) ライフジャケットの常時着用 → 浮力の確保

磯釣りや海上でのレジャーを楽しむ際は、ライフジャケットを常時着用しましょう。

(2) 携帯電話等の適切な連絡手段の確保 → 速やかな救助要請

防水パックに入れた携帯電話等適切な連絡手段を確保しましょう。

(3) 海上保安庁への緊急通報用番号「118番」の有効活用 → 海のものものは118番

通報を受けた当庁は、他の救助機関と連携し救助に向かいます。

2 プレジャーボート等の乗船者に対する安全指導

「自己救命策三つの基本」以外にも、プレジャーボート等に乗船する方に対して、出航前点検や見張りの実施など、船長としての遵守事項の励行について心掛けてもらうように、マリナー等への巡回指導による他、必要に応じて海上における声掛け等により周知啓発活動を実施します。

3 釣り愛好者に対する安全指導

平成17年の磯釣り及びプレジャーボート等からの海中転落事故を調査した結果、ライフジャケットを着用していた人の生存率は約9割（着用していなかった人の生存率は約6割）と高い数値が出ており、「自己救命策三つの基本」の1つであるライフジャケットの着用が有効であることを確認していることから、釣り愛好団体等への訪問指導や必要に応じて磯場等での釣り愛好者への呼び掛けを通じて、「自己救命策三つの基本」の他、複数人による釣行に心掛けるように周知啓発活動を実施します。

4 当庁が提供しているマリンレジャー安全情報の利用促進

当庁のホームページ（URL <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）や沿岸域情報提供システム（MICS：「ミックス」と呼称し、当庁のホームページからアクセスできます）等を通じて、マリンレジャーを安全に楽しむための有益な気象情報や安全情報を提供しています。

当庁が提供している各種情報の積極的な利用促進を図るため、マリーナ等への巡回指導、海のイベント・海難防止講習会等の場を利用して周知啓発活動を実施します。

5 若年齢層（18歳以下）に対する安全思想の普及

平成17年のマリンレジャー事故における若年齢層の事故者数を集計した結果、事故者数は前年と比較し減少しているものの、死者・行方不明者数は依然として横這いであることから、若年齢層を対象とした海上安全教室の実施等により、離岸流や潮の干満等海潮の存在や特殊性を理解したうえで、海で安全に楽しく遊ぶように周知啓発活動を実施します。